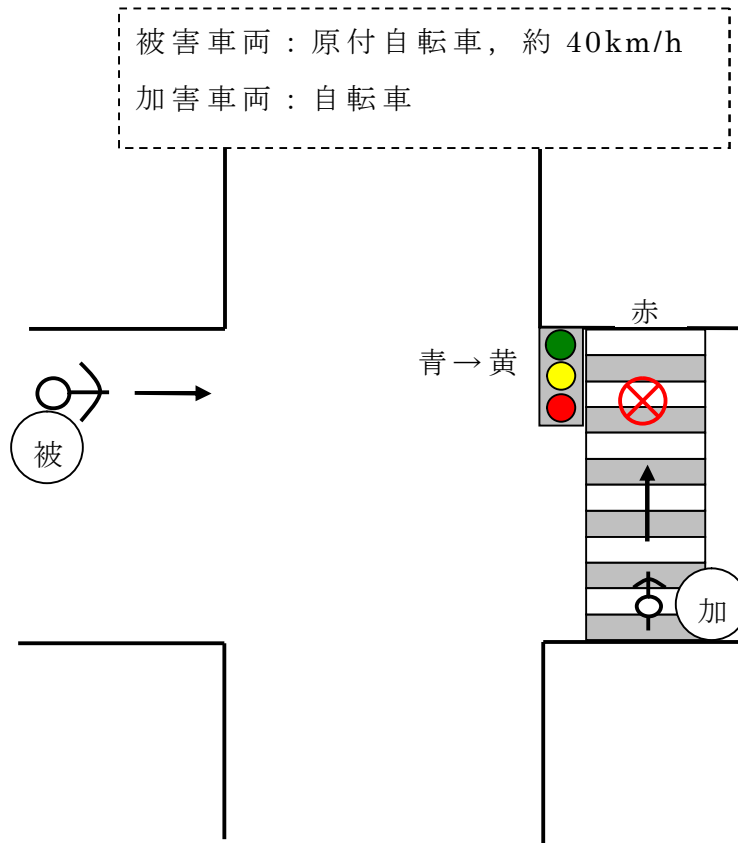


事例 2

加害車両が自転車、被害車両が原付自転車で被害車両が交差点に黄色信号で進入したが無過失とされた事例

事故状況図



事故状況の説明

加害車両は自転車、被害車両は原付自転車と言う判例タイムズには掲載されていない類型である(判例タイムズは自転車が「被害車両」に限定)。加害車両は赤信号で横断歩道を走行、被害車両は交差点に進入する前に対面信号が青から黄色になった。

経過

被害者が死亡した事案である。

1 審は被害者の過失は 20%と判断したが、高裁は被害者の過失がゼロと判断した。

ポイント

1 審は被害車両が交差点手前の 10 メートルから 15 メートルの地点で対面信号は青から黄色になったのだから、時速 40 キロメートルで走行する被害車両は停止線付近で停止できたはずであると判断し、被害者の過失を 20%と判断した。

道路交通法施行令 2 条 1 項は「対面信号が黄色の灯火の場合、車両は停止位置を越えて進入してはならない(ただし、黄色の灯火が表示された時点において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く)」としている。

この事案は「黄色の灯火が表示された時点において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合」と言えるか否かが問題となっているのであるが、1 審の裁判官はさまざまな理由をつけて被害者にも過失があるとした。自転車が加害車両であると言う特殊性や、被害車両が黄色で交差点に進入した場合も無過失とすることに抵抗を感じたのかも知れない。

1 審判決の最大の問題は時速 40 キロの車両の停止距離は約 20 メートルであるにもかかわらず、空走距離を考慮していないため、交差点前の一時停止線付近で被害車両は停止できると判断している点である。

施行令 2 条 1 項の但し書きが適用される場合は黄色信号進入でも青信号で進入したと同視できるのであるから、特段の事情のない限り、無過失である。加害車両が自転車でも同じである。

「特段の事情」がある場合は被害者に過失があると判断されるだろう。